

宇美町防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン

令和7年度

宇美町



「宇美町防犯カメラ設置補助金」制度の概要

【目的】

自治会や地域コミュニティが行う街頭犯罪等防止対策を目的とした街頭防犯カメラの設置に要する費用の一部を補助することにより、防犯環境の向上を図り、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進することを目的とします。

【補助対象者】

- (1) 宇美町地域コミュニティ推進条例（平成 28 年宇美町条例第 23 号。以下「コミュニティ条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する自治会
- (2) コミュニティ条例第 2 条第 3 号に規定する小学校区コミュニティ運営協議会

【補助対象経費】

宇美町内において新たに設置する防犯カメラに要する費用のうち、保守費用、修理費用、電気料金等の維持管理を除く次に掲げる費用とします。

- (1) 防犯カメラ、録画装置等の機器購入費用及び設置工事費用
- (2) 防犯カメラの設置を示す看板設置費用
- (3) その他設置に必要な経費

【機器機能】

有効画素数	約 100 万画素以上
赤外線照射距離	20m 以上
防水、防塵基準	国際電気標準会議規格 IP66 以上
録画速度	3 コマ／秒以上
録画日数	7 日間以上

【補助金の額等】

補助金の区分	補助金額	補助限度額
自立柱（ポール）の建設を伴う防犯カメラを設置する場合に対する補助	補助対象となる経費の額の 2 分の 1 以内の額（1,000 円未満の端数はこれを切り捨てる。）	1 台につき 250,000 円。ただし、同一自立柱（ポール）に複数の防犯カメラを設置する場合は、2 台目以降については、1 台につき 100,000 円
上記以外の防犯カメラを設置する場合に対する補助	補助対象となる経費の額の 2 分の 1 以内の額（1,000 円未満の端数はこれを切り捨てる。）	1 台につき 200,000 円。ただし、同一物件に複数の防犯カメラを設置する場合は、2 台目以降については、1 台につき 100,000 円

（※1）補助対象となる経費の 2 分の 1 以内の額とし、自立柱（ポール）を建設のうえ、防犯カメラを設置する場合は、1 台につき 25 万円を限度とし、それ以外の場合は、1 台につき 20 万円を限度とする。ただし、当該年度内に同一自立柱（ポール）若しくは同一物件に複数の防犯カメラを設置する場合は、2 台目以降については、1 台につき 10 万円を限度とする。

（※2）補助申請台数は、当該年度において申請 1 団体につき 4 台を限度とする。

（※3）また、町と併せて県の補助制度の対象となった場合、補助金の上乗せがあります。（要協議）←県内一斉の応募になるため、補助金を確約することはありませんのでご了承ください。令和 6 年度はカメラ 1 台に対し上限 5 万円。

【県補助制度の参考】令和 6 年度においては、県への補助制度の応募書提出べ切が令和 6 年 9 月 10 日であり、応募書提出以前に工事の着手はできない制度でした。また、原則として県からの交付決定が出るまでの間も工事の着手はできません。〈事前着手届を提出すれば可能、要協議〉さらに、各団体の申請を取りまとめるため、令和 6 年度の交付決定日は令和 6 年 12 月 23 日でした。よって、県補助制度を使用される場合の原則として、工事の着手は、例年同様であれば、9 月下旬から 3 月頃の間に行っていただくことになります。基本的には交付決定日以後に工事の着手となり、併せて補助金の交付も年度末や次年度になる可能性があることをご承知ください。（町と県の補助金交付のタイミングを各団体の要望に応じて対応するように検討していますので、ご相談ください。）

【参考】令和6年度の福岡県への補助金申請の流れ

補助金交付までの流れ			
補助金交付の流れ		摘要	
1	事前調査の回答	防犯カメラ設置計画書の提出	市町村→県
2	応募書類の提出	応募書及び関係書類の提出	市町村→県
3	事業の選定	審査の上、市町村へ結果を通知	県→市町村
4	補助金申請等の提出	補助金交付申請書等の提出	市町村→県
5	補助金交付決定	補助金交付決定通知書の送付	県→市町村
6	事業の実施	防犯カメラ設置事業の実施	市町村
7	実績報告書の提出	事業完了後1月以内又は令和7年4月10日までのいずれか早い時期に県へ提出	市町村→県
8	実績確認	県による事業実績の確認	県
9	補助金の確定	額の確定通知書の送付	県→市町村
10	請求	精算払請求書の送付	市町村→県
11	補助金の支払い	精算払いにより、補助金を交付	県→市町村

→ 7月31日

→ 9月10日

→ 11月22日

→ 12月6日

→ 12月23日

→ 各団体実施

→ 1月21日

→ 県確認

→ 3月4日

→ 3月11日

→ 3月26日

【設置、管理及び運用について】

防犯カメラの設置にあたっては、町民等のプライバシー保護に配慮した設置、管理及び運用を行ってください。

○防犯カメラの設置、管理及び運用に当たって配慮すべき事項

1 設置目的の設定と目的外利用の禁止

防犯カメラの設置目的（犯罪の防止等）を明確に定め、目的を逸脱した利用を行わないようにします。

2 撮影範囲等

防犯カメラで撮影された画像は、その取扱いによっては、プライバシーを侵害する恐れがあります。

そこで、防犯効果が発揮され、かつ、不必要な画像が撮影されないように撮影範囲を設定し、設置場所、設置台数を定めます。

3 防犯カメラを設置していることの表示

町民の皆さんにあらかじめ防犯カメラが設置されていることを周知するとともに、犯行を抑止する効果を高めるため、撮影対象区域内又はその付近の見やすい場所に防犯カメラを設置していることを表示します。また、施設の名称等から設置者が明らかな場合を除き、設置者の名称も表示します。

4 防犯カメラの管理責任者、操作取扱者の指定

防犯カメラの設置者は、防犯カメラの管理及び運用を適切に行うため、管理責任者を指定します。

管理責任者は、自ら防犯カメラの操作ができない場合は、操作取扱者を指定し、機器の操作等の業務を行わせます。

5 防犯カメラの設置者等（設置者及び管理責任者）の責務

設置者等には、次のような責務があります。

設置者の責務

- ①撮影された画像の適正な管理
- ②撮影された画像の提供の制限
- ③苦情への対応
- ④その他防犯カメラの適正な設置及び運用に関し、必要な措置を講じること。

6 撮影された画像の適正な管理

技術の進歩により、画像のデジタル化や記憶媒体の小型化が進み、画像のコピーや持ち出しが容易になっています。

そこで、画像の流出、滅失、改ざん等の防止を図るため、次の事項に留意し、必要な措置を講じるようにします。

- ①録画装置や録画媒体（ビデオテープ、DVD、ハードディスク等）がある場所に施錠等を行い、画像情報の持ち出しができないようにします。
- ②許可したもの以外は立入りができないようにします。
- ③画像の保存期間は、それぞれの設置目的を達成する範囲内の必要最小限の期間にします。
- ④保存期間を経過した画像は速やかに消去するか上書きによる消去をするようにします。
- ⑤録画媒体を処分するときは、破碎又は、復元のできない完全な消去等を行い、画像が読み取れないようにします。（可能な限り、複数人により確認することとします。）
- ⑥録画媒体を処分するときは、処分の日時、方法等を記録しておきます。

7 撮影された画像の提供の制限

町民のプライバシー保護のため、第三者への画像の提供は禁止します。
ただし、次の場合については提供できるものとします。

①刑事訴訟法等の法令に基づく場合

※刑事訴訟法第 197 条第 2 項に基づく捜査機関からの照会や弁護士法
第 23 条第 2 項に基づく弁護士会からの照会など

②人の生命、身体又は財産に対する差し迫った危険があり、緊急の必要性がある場合

※行方不明者の安否確認など

③捜査機関から犯罪捜査のため情報提供を求められた場合

※画像を提供する場合は、提供の必要性を十分に検討する必要があります。その際、提供先から身分証明書等の提出を求めるなど身元の確認を行います。
また、画像を提供したときは、提供日時、提供先、提供理由、提供した画像の内容等を記録しておきます。

8 苦情への対応

町民等の不安感を解消するため、設置者は、町民等からの苦情や問い合わせに対し迅速かつ適正に対応をお願いします。

防犯カメラ管理・運用規程の策定

防犯カメラの設置者は、町民のプライバシーに配慮するため防犯カメラ管理・運用規程（以下「運用規程」という。）を定めるとともに、関係者に研修等を実施し、運用規程の内容の徹底やプライバシー保護に関する意識啓発を行う必要があります。

個人情報保護法の遵守

防犯カメラにより撮影された画像は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の個人情報に該当する可能性があります。

個人情報を取り扱う場合は、このガイドラインのほか、個人情報の保護に関する法律の規定に基づき、適正に取り扱うこととします。

業務の委託

防犯カメラの設置者は、防犯カメラの設置、施設管理業務や警備業務を委託する場合は、運用規程の遵守を委託条件にするなど、適正な管理・運用を徹底するものとします。

～設置にあたっての注意事項～

自立柱が設置できないなど、設置場所の確保が困難な場合で、九州電力柱への共架や NTT 柱への添架をするときは、設置者が、それぞれ九州電力や NTT へ申請することが必要となります。設置場所については、設置条件なども十分検討された上で申請されますようお願いいたします。

・申請又はお問合せ先

九州電力柱への共架について…福岡東配電事業所 Tel0800-777-9408

NTT 柱への添架について …NTT フィールドテクノ Tel092-408-4831

防犯カメラ管理・運用規程（参考例）

1.趣旨

この規程は、個人のプライバシーの保護に配慮しつつ、事項に定める設置目的を達成するため、〇〇〇〇が〇〇施設に設置する防犯カメラの管理及び運用に関し必要な事項を定めるものとし、もってその適正な管理運用を図るものとする。

2.設置目的

防犯カメラは、〇〇施設における犯罪防止や事故防止のために設置するものとする。

3.管理責任者等

(1) 防犯カメラの適正な管理運用を図るため、管理責任者を置くものとする。

(2) 管理責任者は、〇〇とする。

(3) 管理責任者は、防犯カメラの操作を行わせるため、操作取扱者を置くものとする。

※管理責任者自らが防犯カメラの取り扱いができない場合。

(4) 操作取扱者は、〇〇とする。

※又は、「管理責任者が指定したものとする。」

4.設置の場所等

(1) 設置の場所及び設置台数

別紙配置図のとおり、〇〇施設に〇台の防犯カメラを設置する。

※配置図には、カメラの設置箇所、撮影方向を表示

(2) 設置の表示

防犯カメラの撮影区域の見やすい位置に、「防犯カメラ稼働中」などと記載した表示板を掲示する。表示板には、設置者名を記載するものとする。

※施設の名称などから設置者名が明らかな場合を除く。

5.画像の管理

(1) 保管場所

録画装置の保管場所は、〇〇室とし、管理責任者が施錠を行うなどして、適正に管理するものとする。

(2) 立ち入り制限

保管場所には、管理責任者、操作取扱者及び管理責任者が許可した者以外は立ち入ることができない。

(3) 保存期間

保存期間は、〇〇とする。ただし、管理責任者が特に必要があると認める場合、保存期間を延長することができる。管理責任者は、保存期間を延長したときには、その理由を記録するものとする。

(4) 画像の消去

保存期間を経過した画像は、重ね取り等により速やかに、かつ、確実に消去するものとする。記録された記録媒体を廃棄する場合は、管理責任者を含め複数人で完全に消去されたことを確認の上廃棄する。

6.画像の利用及び提供の制限

記録された画像は、設置目的以外の目的のために利用しないものとする。また、次の場合を除き第三者に提供しないものとする。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産に対する差し迫った危険があり、緊急の必要性がある場合

(3) 捜査機関から犯罪捜査のため情報提供を求められた場合

画像の提供を行うときは、提供者から身分証明書等の提出を求め、確認を行うとともに提供の必要性を検討するものとする。

画像提供したときは、提供日時、提供先、提供理由、提供した画像の内容等を記録するものとする。

7.苦情の処理

設置者及び管理責任者は、防犯カメラの設置及び管理に関する苦情を受けたときは、迅速かつ誠実に対応するものとする。

【補助金交付の手続き】

◇補助金の交付申請（事前協議）

事前協議の申請は 7 月 31 日までに地域コミュニティ課に提出してください。

補助金の交付申請をしようとする団体は

事前協議申請書（様式第 1 号）に下記①～④を添えて地域コミュニティ課危機管理係に提出。

- ①防犯カメラ設置計画表（様式第 2 号）
- ②防犯カメラ設置計画図（様式第 3 号）
- ③防犯カメラの仕様書（図面、カタログ等含む）
- ④業者からの設置費用見積書（補助対象経費に係る見積書）



現地協議・内示…関係機関（警察等）と協議のうえ、審査



予算措置（補助台数の調整）



地域コミュニティ課から団体に事前協議申請書の回答をする。



◇事前協議後の補助金申請

補助金交付申請書（様式第 5 号）を下記①～⑥を添えて地域コミュニティ課危機管理係に提出。

- ①防犯カメラの設置が申請団体の総会等により決定したことを証する書類
- ②設置する場所の所有者等の権利者から許可が得られていることを証する書類
- ③補助事業収支予算書（様式第 6 号）
- ④団体規約及び役員名簿
- ⑤防犯カメラ管理・運用規程（案）
- ⑥その他町長が必要とする書類



補助金交付決定



事業着手



実績報告（様式第 11 号及び添付書類）



確認後、補助金交付